

特集《著作権》

知っておきたい著作権判決例（その1）

－『天上の花』事件－

令和7年度著作権委員会第3部会 高畑 聖朗

要 約

本判決は令和7年度著作権委員会第3部会において検討した判決の一つであり、映画の脚本の改変に係る著作人格権（同一性保持権）侵害の有無が争われた事件の控訴審判決である。大阪地裁における原審判決⁽¹⁾の数か月前には、テレビドラマ化された原作漫画の改変を端緒とする深刻な事件がメディアの注目を集めるなど社会問題化したこともあり、『天上の花』事件に係る裁判の動向も朝日新聞、読売新聞及び日本経済新聞などの大手メディアにおいても報道された。このような重い社会的事象に対し、弁理士が知的財産に関する専門家として向き合うためにもぜひ知っておきたい判決例として選定したものである。

『天上の花』事件

大阪高判令和7年2月27日（令和6年（ネ）第1431号）
著作者人格権侵害差止等請求控訴事件

目次

1. はじめに
 1. 1 事案の概要
 1. 2 前提事実
2. 判決の概要
 2. 1 争点
 2. 2 判旨
 2. 3 結論
3. 解説
 3. 1 本判決の意義
 3. 2 原審との異同
 3. 3 裁判所の判断に対する若干の考察
 3. 4 裁判例
4. おわりに

1. はじめに

1. 1 事案の概要

(1) 本事件は、原審の原告（以下、審級に関わらず単に「原告」という。）が作成した脚本原稿（第10稿）を原審の被告（以下、審級に関わらず単に「被告」という。）がその内容を改変して第12稿を作成し、原告が有する第10稿についての著作者人格権（同一性保持権）を侵害したと主張して、原告が被告に対し①不法行為に基づく110万円の損害賠償等の支払いを求め、②著作権法115条に基づく名誉回復措置として謝罪広告の掲載を求め、③著作者人格権（同一性保持権）に基づき第10稿を改変して作成された第12稿を脚本として制作された本件映画の上映等の差止めを求めた事案である。

なお、原告は併せて本件映画の映画監督である X3、X3 が代表者を務める本件映画の制作プロダクションである ドッグシュガー及び本件映画の配給会社である太秦を被告の共同被告として本件訴訟を提起し、X3 については被告と協議して第 12 稿を作成させ映画監督として本件映画を制作したことが、ドッグシュガーについては第 12 稿に基づいて本件映画を制作したことが、いずれも原告の同一性保持権を侵害し、太秦については本件映画を配給していることが原告の上映権、複製権を侵害するほか同一性保持権を侵害していると主張して、これらの者に対し、被告とともに上記①の損害賠償の連帯支払及び上記③の上映等の差止めを求め、さらにドッグシュガーに対しては被告とともに上記②の謝罪広告の掲載のほか、脚本料として適正額からの不足額及び遅延損害金の支払を求めているが、原審における口頭弁論終結後、X3、ドッグシュガー及び太秦との間で和解し、また、被告に対する上記③の差止めに係る訴えを取り下げた。



「天上の花」メインビジュアル

(2) 原審は、原告の上記①の不法行為に基づく損害賠償請求については、被告による第 10 稿から第 12 稿への変更のうちの本件変更が原告の同一性保持権の侵害に当たると認めて、不法行為に基づき慰謝料 5 万円及び弁護士費用 5000 円並びにこれらに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるとして認容し、その余を棄却し、原告の上記②の謝罪広告掲載請求については、理由がないとしてこれを棄却した。

(3) これに対し、被告は敗訴部分を不服として控訴を提起し、原告は上記①の不法行為に基づく損害賠償請求についての敗訴部分のみにつき控訴を提起した。このため、控訴審での審判の対象は、上記①の不法行為に基づく損害賠償請求のみとなった。

1. 2 前提事実

(1) 当事者及び関係者

ア 原告は、後に被告により加筆、修正されて本件映画の脚本とされた第 12 稿の原案である第 10 稿を作成した著作者であり、本件映画のクレジット表記において被告とともに脚本家と表示されている。原告が映画制作に関わったのは本件映画が初めてである。

イ 被告は、第 10 稿を加筆、修正して本件映画の脚本（第 12 稿）を作成した者であり、本件映画のクレジット表記において原告とともに脚本家と表示されている。被告は、昭和後期から多くの話題作を手掛け、多数の受賞歴もある著名な映画脚本家であるとともに、原告の師匠にあたる。

ウ ドッグシュガーは、映画等映像作品の企画・制作・配給・販売等を目的とする株式会社であり、本件映画の制作プロダクションである。

エ X3 は、ドッグシュガーの代表者であり、本件映画の監督である。X3 は、原告とは平成 24 年頃からの知り合いであり、また、被告とは、被告が脚本を担当して同年公開された映画をドッグシュガーがプロデュースするなどの関係があった。

オ 太秦は、映画等の映像作品の制作・宣伝・企画配給等を目的とする株式会社であり、本件映画の配給会社である。

カ X4 は、太秦の代表者であり、本件映画のプロデューサーである。

キ X5 は、被告と旧知の間柄である映画評論家であり、X4 とともに本件映画のプロデューサーである。

（２） 本件映画

本件映画は、詩人である萩原朔太郎の娘・X6の小説「天上の花―三好達治抄―」（本件小説）を原作とする令和4年12月9日に一般公開された映画である。本件映画のクレジット表記においては、脚本家として原告と被告が、この順番で表示されている。

（３） 本件映画の脚本原稿の変更の経緯の概略

- ア 原告は、本件小説を映画化するための脚本を執筆して第8稿まで作成していたが、被告の紹介によってX3が第8稿を知るところとなり、これをきっかけとして、同人及び同人が代表を務めるドッグシュガー等が第8稿を用いた映画化を計画することとなった。
- イ 原告、被告、X3及びX5は、令和3年8月14日、ドッグシュガーの事務所において、第8稿の映画化に向けての打合せ（本件打合せ①）を行い、同打合せにおいて、第8稿をベースに本件映画の制作を進めることや、X3の発案した第8稿の変更方針が合意された。また、その席で被告が脚本家に加わることが決まった。
- ウ 原告は、第8稿に本件打合せ①を踏まえた変更を加えて第9稿を作成し、さらに被告の指摘に従って変更を加えて第10稿を作成した。これを受けてX3は、令和3年8月19日、第10稿を準備稿とすることを決定した。「準備稿」とは、一般に、最終脚本となる「決定稿」が作成されるまでの間に、映画の概要を表示し、俳優に出演を働き掛けたり、ロケ地の下見をしたり、映画制作費用を見積もったりする上で必要とされる脚本原稿のことである。
- エ その後、被告は、原告に調査等を依頼しながら第10稿の加筆、修正作業を進め、第10稿に変更を加えた第11稿を作成し、さらに令和3年10月14日に被告、X3、X5及びX4によってされた打合せ（本件打合せ②）を踏まえて、再度、変更を加えて第12稿を作成し、X3がこれを本件映画の脚本（決定稿）とすることを決定した。
- オ 本件映画は、令和3年11月1日、第12稿を脚本に用いて撮影が開始され、令和4年8月の試写を経て、同年12月9日に一般公開された。

【主な改稿】

改 稿	作成者	作成（改稿）の内容
第8稿	原告	本件小説を映画化するために作成した。
原告、被告、X3及びX5は、映画化に向けての打合せ①を行い、第8稿をベースに本件映画の制作を進めることやX3の発案した第8稿の変更方針が合意された。その席で被告が脚本家に加わることが決まった。		
第9稿	原告	打合せ①を踏まえた変更を加えて作成した。
第10稿（準備稿）	原告	被告の指摘に従った変更を加えて作成した。
第11稿	被告	原告に調査等を依頼しながら変更を加えて作成した。
被告、X3、X5及びX4によって打合せ②を行い、再度、変更を加えて第12稿を作成し、X3がこれを本件映画の脚本（決定稿）とすることを決定した。		
第12稿（決定稿）	被告	打合せ②を踏まえた変更を加えて作成した。

2. 判決の概要

2. 1 争点

原告の著作者人格権（同一性保持権）侵害の有無

2. 2 判旨

（１） 判旨①

被告が第10稿から第11稿を経て第12稿を作成するに至る過程でした第10稿の変更行為（本件変更）は、これが原告の意に反するものであるならば、原告が有する第10稿についての同一性保持権を侵害する行為に該当する。

（2） 判旨②

被告は、原告も同席する本件打合せ①の席において、本件映画のプロデューサーである X5 から本件映画の脚本家に加わるよう依頼され、原告も被告が脚本家として連名となることに同意したこともあって、その依頼を承諾し、第 10 稿を加筆、修正して第 11 稿を経て第 12 稿を作成する作業を行うことになったと認められるが、その関係は、法的には被告が脚本家として本件映画のプロデューサーから映画制作のために第 10 稿の見直し作業の業務委託を受けてこれを履行した関係であるといえる。そして、令和 3 年 8 月 14 日の本件打合せ①以後にされた第 8 稿から第 10 稿に至る変更作業は同日から同月 19 日までの 5 日程度で済んでいるのに対し、被告による第 10 稿から第 11 稿への変更作業はその後 2 か月にも及ぶ期間を要していること、その作業期間中の直接の変更作業を被告が単独でしていたことや、被告がその作業期間中、何らかの創作を伴う変更を加えようとしていることは、原告に対する調査依頼等の内容からも理解できたはずのものであることであるのに、原告は、これに異議を述べることなく被告の作業に協力していたことが認められるから、原告は被告が第 10 稿を被告としての創作も加えながら加筆、修正をして変更することを容認していたと認めるのが相当である。

その上、原告は、第 10 稿から第 11 稿へ変更した被告の加筆、修正についての不満を X3 に伝えながら、X3 から本件打合せ②を受けて第 11 稿を加筆、修正する作業を被告が担当することを聞かされ、それが第 11 稿を破棄して第 10 稿に戻すだけであるという単純な作業でないことは想定できるのに、なお被告が単独で第 11 稿に加筆、修正をして第 12 稿とする作業をすることを容認していたことも明らかである。

以上を総合すると、原告は、被告が、本件映画の脚本制作のため第 10 稿から第 12 稿に至る加筆、修正作業をすること自体は同意していたと認めるのが相当である。

（3） 判旨③

第 10 稿を加筆、修正して変更した第 12 稿を決定稿として映画制作をするためには第 10 稿の著作者である原告の同意は欠かせないにもかかわらず、本件映画は原告から明示的な同意を得ないまま、第 12 稿が決定稿とされて制作されたことが認められる。しかし、脚本家である被告が決定稿を決める権限を有しないことは原告も争っておらず、このことは、第 11 稿が X3 の意見によって更に変更されることになった経緯、さらには X3 が第 12 稿を決定稿とする判断をしたことから明らかであるから、被告が原告を含む本件映画制作者側に第 12 稿を提出した後に被告以外の者が第 12 稿を決定稿とする本件映画を制作したからといって、そのことを根拠に被告が第 12 稿を作成したことについての法的責任を問うことはできないというべきである。また、被告は、本件訴訟において、被告による第 10 稿の加筆、修正については原告の包括的同意があるとさえ主張しているが、実際には被告は、第 10 稿の加筆、修正作業の成果物である第 11 稿及び第 12 稿とも、映画監督及び映画プロデューサーらの映画制作側にメール送信する際には、原告にも併せてメール送信をして、被告が加筆、修正した脚本原稿について検討し意見を述べる機会を与えているのであるから、包括的同意という趣旨は、あくまで映画監督及び映画プロデューサーらの映画制作側に脚本原稿を提供する前段階の作業内容についてのものをいうと理解できる。そして、被告は単独で第 10 稿を加筆、修正する作業を行いつつも、その作業成果物である第 11 稿及び第 12 稿について原告に対しても検討し意見を述べる機会を与えていたというのであるから、被告は本件映画のプロデューサーから委託された第 10 稿の見直し作業という業務を履行するに当たり、原告が第 10 稿の著作者であることを踏まえた行為をしていたと評価することができ、その点からも第 12 稿提出後に被告以外の者によってされた行為を根拠に被告に対して第 12 稿を作成したことについての法的責任を問うことはできないというべきである。

2. 3 結論

原告が作成した第 10 稿に本件変更を加えて第 12 稿を作成した被告の行為は、原告が同意している行為の範囲内で行われたと評価できる以上、その限度において、本件変更は原告の意に反する改変ではなく同一性保持権侵害には当たらないといえるから、同一性保持権侵害を理由とする原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求は理由がないというべきである。

3. 解説

3. 1 本判決の意義

同一性保持権は、「著作物が著作者の人格の具現化されたものであることから、著作物に具現化された著作者の思想・感情の表現の完全性あるいは全一性を保つ必要があるという趣旨から出たもの」であるという⁽²⁾。また、「現行法における同一性保持権の一般論としてみれば、著作者の「こだわり」を保護しているように見える。」⁽³⁾、「著作者の作品に対する「人格的価値」すなわち、「思い入れ」を保護するものである。」⁽⁴⁾との見方もある。いずれにしても、事件に接する際には著作者の内面に対するきめ細やかな配慮が必要となる。

本判決は、映画の脚本の改変に対し、どのような場合に著作者が黙示で同意したことになるのか、換言すると、どのような場合に著作者の意に反する改変に該当しないと認容されるのかを判示したケースとして意義を有する⁽⁵⁾。併せて、原告及び被告は脚本家として師弟関係にあるところ、弟子が執筆した脚本を師匠が手直しすることに対する考え方についても再考させられた判決であるとも言えよう。

3. 2 原審との異同

原審と控訴審に共通するのは、被告が第10稿から第11稿への変更を経て第12稿を作成した行為が、原告が有する第10稿についての同一性保持権の侵害に該当し得る改変に当たるという点である。これが原告の意に反するものであるならば、原告の有する第10稿についての同一性保持権を侵害する行為に該当するところ、被告は、原告が第10稿を加筆、修正して変更することについて同意していたとして、本件変更をした行為は同一性保持権を侵害する行為には当たらない旨を主張した。すなわち、控訴審における具体的な論点は、本件変更が原告の意に反するものか否かであった。

原審は、原告の意に反するものと判断したのに対し、控訴審は意に反しないものと判断したことにより、結論が明確に分かれた。まず原審は被告の主張に基づき、原告による事前の「包括的同意」がなされていたことの適否を中心に判断がなされた。原審の判断は、本件打合せ①の状況や原告の対応をもとに、原告は被告による従前からの指導、助言の延長に当たる程度の改稿は想定し、そのような修正提案があれば受け入れる意向を有していたことがうかがわれるが、本件打合せ①において、原告が被告による第8稿以降の脚本の改変を包括的に同意したと認めるに足る証拠はないとし、少なくとも、被告が第10稿を含む第8稿以降の脚本に実質的な変更を加える際には原告の個別の同意を要することが本件打合せ①の参加者の共通の前提になっていたものと認められるとして、被告の主張を一蹴した。

一方、控訴審は、被告とX5との関係を業務委託と整理した上で、変更作業期間、直接の変更作業を被告が単独でしていたこと、原告が被告の作業に協力していたことを原告の容認と認定するとともに、「同意」と判断した。

3. 3 裁判所の判断に対する若干の考察

(1) 判旨①

著作権法20条（同一性保持権）は、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」と規定しているところ、第10稿を変更したことに対する争いはないため、「意に反」する行為であれば同一性保持権の侵害となることについては疑いのないところである。

(2) 判旨②

X5が被告に対して本件映画の脚本家に加わるよう依頼し、第10稿を加筆、修正の上、第12稿までの作成作業を行うことについて、見直し作業の「業務委託」を受けてこれを履行した関係であると認定したことについては原審でも被告が主張していたことであるが、かかる認定はその後の判断を基礎づけたものと考えられる。

また、被告による第10稿から第11稿への変更作業が2か月にも及ぶこと、その作業期間中の直接の変更作業を被告が単独でしていたこと、被告がその作業期間中、何らかの創作を伴う変更を加えようとしていることは原告に

対する調査依頼等の内容からも理解できたはずのものであることに対し、原告が異議を述べることなく被告の作業に協力していたことが認められるから、原告は被告が第10稿を被告としての創作も加えながら加筆、修正をして変更することを容認していたとの判断は果たして妥当か。この点、原告は、本件打合せ①で被告が脚本家に加わったのは、映画のキャスティング、原作者の許諾、資金集め、集客等のためであり、被告の作業は、原告の脚本の歴史考証やこれに伴うチェック等にとどまると主張・供述しており、被告に脚本家として加わることを求めたX5も上記主張の目的が含まれている趣旨を証言しているという。しかしながら、上記X5の証言は上記内容にとどまらず、被告が脚本家としての創作性を発揮して加筆、修正することを期待していたことにも及んでいることに加え、被告としては脚本家としての自らの名前を、出演を引き受ける俳優のみならず一般の映画鑑賞者に対して表示する以上、脚本家として加筆、修正を加えて納得のいく脚本を完成させようとすることは当然予想されるところであって、そのことは原告自身も理解していたものと考えられるとの判示は、特に被告の立場を考慮すると妥当であると言えよう。

（3） 判旨③

本件映画が原告から明示的な同意を得ないままに第12稿を決定稿として制作されたことについては明らかに問題である。しかしながら、脚本家である被告が決定稿を決める権限を有するわけではなく法的責任を問うことができないという点は無理もないことである。この点、法的責任を問うべき制作プロダクションなどとの間では既に和解が成立しており、こちらも妥当な判断であると言えよう。

3. 4 裁判例

（1） 入選句添削事件⁽⁶⁾

『天上の花』事件は、脚本家としての師弟関係における意思疎通の欠如が招いたと捉えることもできる。報道によると「男性は裁判の中で自身の若手時代に触れて「師匠の手直しは勉強だと納得し受け入れてきた」と回顧した。女性は陳述書で「(男性が言うような)映画界の常識について教えられたことはなかった」と振り返った。」という⁽⁷⁾。このような指導的な立場で改変が行われたことに対し、同一性保持権の侵害の有無が争われた裁判例が入選句添削事件である。両事件の構図は必ずしも一致するものではないが、参考までに触れておきたい。

《判旨》

「俳句の世界において、選に際して選者が芸術的な観点や指導上の見地から必要と感じたときに添削を行うということは、古く松尾芭蕉以来行われており、その点は、我が国近代俳句の創始者とされる正岡子規以後も同様である。」「本件各俳句の投稿当時、新聞、雑誌の投句欄に投稿された俳句の選及びその掲載に当たり、選者が必要と判断したときは添削をした上掲載することができる」といわれる事実たる慣習があったものと認めることができる。」⁽⁸⁾

（2） 「ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ。」事件⁽⁹⁾

『天上の花』事件は、原作小説の映画化における脚本の改変に係る同一性保持権の行使の可否が争われた裁判例とも言えるところ、「ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ。」事件では、同一性保持権の濫用の成否について争点となっており、参考までにこの裁判例にも触れておきたい。

《判旨》

「映像作品は、文芸作品と比較して、視覚や聴覚に訴えるような場面では強みを発揮する一方で、読者が時に読み返しながらかじりくることが求められるような複雑なストーリーには向かない面があり、文芸作品を映像化する際には、このような映像作品の特徴に即した脚色をすることが不可欠となるのであって、こうした脚色なくして優れた映像作品は生まれないといえることができる。このような点をも考慮するならば、文芸作品を映像化するに際し、例えば、原作者が合理性に欠けるような些細な点にこだわっており、このような原作者の意向を尊重したの

では映像作品としておよそ成り立たなくなるような例外的な場合には、同一性保持権の濫用となり得るものである。」⁽¹⁰⁾

4. おわりに

本事件の判決を踏まえ、著作物を対象としたビジネスを行うに当たっては当事者間における事前の合意の下、契約書面に残しておくことは最低限の備えであると再認識する必要があるのは確かであり、実務上の教訓として留めておきたい。

もっとも、本事件は映画『天上の花』が原告における脚本家としてのデビュー作であり、不慣れな環境における出来事だったこと、被告と原告は師弟関係にあり、原告はたとえ変更内容に不満があっても被告には面と向かって言いづらい関係にあったことが、問題の根底にあったものと考ええる。このため、裁判所が原告の「同意」を認定したことに關しては、原告の立場や心情を量ると厳しい判断であったという見方もできよう。また、原審における原告の損害論で「本件映画が脚本家としてのデビュー作であり、その脚本は、今後の脚本家人生を左右する極めて重要なものであり、かつ、極めて思い入れの強い作品であった」との主張、同じく謝罪広告掲載の必要性に係る「決定稿の内容は、全体として、女性を軽視する内容と認識されてもやむ得ない内容となっており、かつ、DVを正当化する内容に変更されてしまっていることから、社会的な批判にさらされており、原告の脚本家としての名誉又は声望が毀損されたことは明らかである」との主張に対し、原告の「こだわり」、「人格的価値」又は「思い入れ」が保護されなかったことについても無念さが滲むところである。

他方、学際領域では、著作権法を憲法上の人権問題として捉える向きもあり⁽¹¹⁾⁽¹²⁾、同一性保持権をはじめとする著作者人格権の保護を検討する際の手がかりとして著作権法制の動向とともに注視したい。

なお、本事件は原告により上告されたものの、最高裁において令和8年3月18日付で棄却する旨の決定がなされ、判決が確定している。

(注)

- (1)大阪地判令和6年5月30日（令和5年（ワ）第531号）。
- (2)加戸守行『著作権法逐条講義 七訂新版』（著作権情報センター、2021年）180頁。
- (3)中山信弘『著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）632頁。
- (4)高林龍『標準 著作権法〔第6版〕』（有斐閣、2025年）245頁。
- (5)小泉直樹「判批」ジュリスト1614号（2025年）9頁は、「脚本制作過程における各関与者の役割分担等の詳細について事前に明確な取り決めがなされていない場合における意思解釈の例として参考になろう。」と述べている。
- (6)東京高判平成10年8月4日（平成9年（ネ）第4146号）判時1667号131頁。
- (7)日本経済新聞2024年9月8日付朝刊27面。ちなみに、「男性」とは被告、「女性」とは原告のことである。
- (8)戸波美代「判批」別冊ジュリスト157号著作権判例百選〔第三版〕（2001年）111頁は、「他人の改変した著作物を自らの著作物として公表することを認めるこのような慣習は、本来旬会の主催者と会員という極めて密接な師弟関係のなかで培われてきたものである。著作者の意思を必ずしも尊重するとはいえないこのような慣習を、裁判所が一般の新聞、雑誌の投句欄について「事実たる慣習」と認定してしまうことには疑問が残される。」との見解を示している。
- (9)東京地判平成27年4月28日（平成24年（ワ）第17815号）。
- (10)三浦正広「判批」発明113巻3号（2016年）57頁は、「著作権法20条1項は、著作者の意に反する改変は、同一性保持権の侵害となることを規定しており、本件映像化許諾契約の当事者であるXおよびYは、著作者の同一性保持権の尊重を前提として契約交渉を進めているにすぎないのであるから、同一性保持権が本件小説の映像化の障害となっていたとしても、そのことが必ずしもYによる同一性保持権の直接的な行使の結果であるとはいえないし、また、それにより映像化が頓挫したとしても、同一性保持権の乱用にはならないのではないかと考える。」との見解を示している。
- (11)高橋和之「憲法学と著作権法学の谷間」論究ジュリスト25号（2018年）1頁は、「著作権法が憲法上の権利に接触するのは、主としては、①財産権、②人格権、③表現の自由の領域である。」と述べている。
- (12)大日方信春『表現の自由と知的財産権』（信山社、2023年）12頁は、著作者人格権を憲法理論で換言するなら、同一性保持権は「自己の思想・信条等とは異なる事柄を表出させられない自由、すなわち「消極的表現の自由」を保護していると見ることができるであろう。」と述べている。

（原稿受領 2026.4.6）